

# 診療情報提供書(病児保育事業用)

提供先 有田市長

病児保育の利用について、次のとおり情報提供します。

令和 年 月 日

(医療機関) 所在地  
名称  
電話番号  
医師名

印

患児の氏名	男・女 平成・令和 年 月 日生	
下記の病名・病状の番号に○をおつけください。		
01 上気道炎( )	11 アデノウイルス感染症	主な症状(病名不明の場合も含む) 20 発熱 21 下痢 22 嘔吐 23 咳嗽 24 喘鳴 25 発疹 26 その他 ( )
02 気管支炎	12 水痘	
03 喘息・喘息性気管支炎	13 風疹	
04 感染性胃腸炎	14 百日咳	
05 中耳炎・外耳炎	15 溶連菌感染症	
06 結膜炎(流行性角結膜炎を除く)	16 インフルエンザ(A・B型)	
07 突発性発疹	17 流行性・ウイルス性胃腸炎	
08 手足口病	18 RSウイルス感染症	
09 伝染性紅斑(リンゴ病)	19 その他	
10 流行性耳下腺炎	( )	
病 状	1 急性期(発熱など) 2. 回復期(解熱・微熱など) 令和 年 月 日頃より、通常の集団生活ができる見込み	
安 静 度	1 隔離室で隔離 2 室内安静(ベッド上での生活が主・他児との静かな遊びは可) 3 室内保育(他児と室内で普通に遊んでよい)	
与 薬	病児保育室での与薬(あり・なし) 処方内容 : 次回受診予定 : 月 日	
そ の 他	特に注意すべきこと	

注1 対象児童の居住する市町村宛てに情報提供をした場合に診療情報提供料(Ⅰ)を算定することができる。(250点)  
(患者一人につき月1回に限り算定)

注2 小児科外来診察料を算定する場合は、小児科外来診察料に診療情報提供料(Ⅰ)が含まれているため、別途診療情報提供料(Ⅰ)を算定することはできません。

注3 原本は市で保管します。病児保育の実施施設は写しを保管すること。

医療機関のみなさまへ 裏面をご覧ください

医療機関 医師各位

病児保育にかかる診療情報提供書の発行について(お願い)

病児保育室の利用を希望する場合は、かかりつけ医の診察を受けて、「診療情報提供書」の記入を依頼し、保育室に提出することになっています。診察した児童について、入院の必要性はなく、病児保育室の利用が可能であると認められる場合のみ、表面「病児保育事業診療情報提供書」を作成いただきますようお願いいたします。

【病児保育とは】

入院を必要としない程度の病状で、病気の急性期から回復期にあり、家庭や集団での保育が困難なお子さまを一時的にお預かりする制度です。

※ かかりつけ医から「診療情報提供書」が出された場合でも、急な症状の変化や利用当日の健康状況により、保育室の判断で利用をお断りする場合があります。

【利用できる方】(下記のすべてにあてはまる子ども)

対象となる児童は、保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭などの理由で、家庭での看護や集団での保育が困難な状況にある児童で、次の要件のすべてにあてはまるときにご利用になれます。

- 1 有田市に住所を有していて、生後6ヶ月以上小学6年生までであること。
- 2 以下の病気治療中で、医療機関での入院加療の必要がなく、当面の症状の急変が認められないこと。
  - ① 風邪、下痢など子どもが日常的にかかる疾患(下痢等症状のひどい場合はお預かりできません)
  - ② 喘息などの慢性疾患
  - ③ 水痘、風疹などの感染性疾患(麻疹を除く)
  - ④ 骨折、熱傷などの外傷性疾患
- 3 かかりつけ医等の診断医より病児保育室の利用が可能であると判断を得られていること。

※定員に空きがあり、保護者が有田市内で勤務している場合には、市外の方でも病児保育が利用できます。

【病児保育 実施施設】

病児保育室 「きらりん」 有田市宮崎町6番地 有田市立病院内 Tel 0737-23-8051

実施主体 有田市 病児保育事業の運営主体 公益社団法人 地域医療振興協会 有田市立病院

利用定員 3名

利用時間 土日祝・年末年始を除く平日午前8時から午後6時まで

医療機関の皆様方には、お手数をおかけいたしますが、今後とも病児保育事業にご理解・ご支援をいただけますようお願い申し上げます。

有田市 市民福祉部 こども課